

平成12年12月22日

高等裁判所事務局長 殿  
地方裁判所事務局長 殿  
家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 今崎 幸彦  
最高裁判所事務総局総務局第三課長 鹿子木 康

証拠等関係カード等に関する通達の解説の送付について

(事務連絡)

8月28日付け最高裁刑二第277号事務総長通達「証拠等関係カードの様式等について」及び同日付け最高裁刑二第278号刑事局長、総務局長依命通達「証拠等関係カードの記載要領について」に関して、その趣旨、内容等を説明するとともに、同カードの細目的な記載要領を示した資料を作成しましたので、執務の参考にしてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から送付してください。

## 証拠等関係カード等に関する通達の解説

最高裁判所事務総局刑事局

## 目 次

### 序 説

1 新様式を定める目的 .....	1
2 証拠等関係カードの特色 .....	1
3 証拠等関係カードの「裁判所書記官印」欄を削除した趣旨 .....	2

### 事務総長通達の解説

【本 文】 .....	2
【証拠等関係カードの様式】 .....	3
【公判期日における証人尋問等調書の様式】 .....	5
【認め印の使用】 .....	6
【記載要領】 .....	6
〔付 記〕 .....	
【実施時期】 .....	6
【旧通達の廃止】 .....	7
【経過措置】 .....	7

### 刑事局長・総務局長依命通達の解説

〔本 文〕 .....	7
〔記載要領一般〕 .....	
【請求者等別の使用】 .....	7
【他の書面を引用することの原則的禁止】 .....	8
【検察官・弁護人提出の書面の利用】 .....	10
【一括記載】 .....	12
【被告人1名用・複数用カードの補充】 .....	13
【被告人の供述がされた事実の記載】 .....	13
【略語の使用】 .....	14
【弁論の併合】 .....	17
【弁論の分離】 .....	19

〔各欄の記載要領〕

【冒頭部分】	20
【「番号」欄】	22
【「標目」欄】	22
【「立証趣旨」欄】	23
【「請求」欄】	24
【「意見」欄】	24
【「結果」欄】	24
【「備考」欄】	25
【「編てつ箇所」欄】	26
【被告人複数用カード】	26
【補充用カード】	28
〔付 記〕	
【実施時期】	28
【旧通達の廃止】	29
【経過措置】	29
記 載 例	
1 証拠等関係カード	
第 1 例 基 本 例	31
第 2 例 証拠決定に対する異議申立てにつき補充用の証拠等関係カードを使用した例	32
第 3 例 幾つかの証拠書類全部が同意になり、同一期日に決定、取調べがされた場合の一括記載の例	33
第 4 例 請求された証拠のうち、わずかなものだけが不同意になり、その余は同一期日に同意、決定、取調べがされた場合の一括記載の例	35
第 5 例 証拠調べ手続に被告人の供述が介在する場合の一括記載の	

例	36
第 6 例 不同意により取調べ請求を撤回することなく法321条1項2号の証拠として取調べ請求が維持された場合の例	37
第 7 例 法303条による取調べにつき「備考」欄を活用した例	37
第 8 例 鑑定書の取調べにつき「備考」欄を活用した例	38
第 9 例 鑑定人尋問調書と鑑定書の取調べにつき職権分の証拠等関係カードを使用した例	38
第10例 簡易公判手続の取消後の手続がすべての証拠につき同一である場合の例	40
第11例 簡易公判手続の取消しによる公判手続の更新に際し、取り調べない旨の決定がされた場合の例	41
第12例 裁判官の更迭による公判手続の更新に際し、取り調べない旨の決定がされた場合の例	42
第13例 複数の被告人の一部が不出頭のため、同一証拠につき期日を異にして証拠調べ手続が行われた場合の例	43
第14例 複数の被告人の一部が不出頭のため、出頭被告人については公判期日の手続、不出頭被告人については公判準備の手続として、証人尋問が行われた場合の例（法303条による取調べにつき職権分の証拠等関係カードを使用した例）	44
第15例 一部の被告人の関係で請求された証拠につき、職権で他の被告人の関係でも取り調べる旨の決定がされた場合の例	44
第16例 幾つかの証拠書類全部が同意になり、同一期日に決定、取調べがされた場合の一括記載の例（被告人複数の場合）	45
2 「被告人の符号と全被告人の範囲」表	
第17例 弁論の併合・分離があり全被告人の範囲に異動があった場合の例	46

## 序説

### 1 新様式を定める目的

証拠調べの経過等は、昭和51年11月、「証拠等関係カードの様式等について」（昭和51年11月20日付け最高裁判二第232号事務総長通達）に被告人1名用、被告人複数用及び補充用の証拠等関係カード並びに証人尋問等調書が、また、「証拠等関係カードの記載要領について」（同日付け最高裁判二第233号刑事局長、総務局長事務取扱依命通達）に略語表及び「被告人の符号と全被告人の範囲」表がそれぞれ示されて以来、これらの様式等に基づき、証拠等関係カード等に記載するという運用が行われている。

近時パソコン等を利用した文書作成方法の普及等によるOA化の一層の進展に伴い、社会全体としてA4判横書きが標準規格化している。裁判文書についても平成13年1月1日からA判規格を採用することに伴い、証拠等関係カード等も横書きに改めることとなった。基本的には、従来のB4判（袋とじ）縦書きの証拠等関係カード（以下「旧カード」という。）をA4判横書きにしたものであるが、証拠調べ手続の経過を可能な限り一覧して把握できるようにすることなどにより、利便性の向上、事務の効率化を図るという観点から、各記載欄の記載量が多くなるよう欄を広げるとともに、「裁判所書記官印」欄を廃止し、また、従来の略語表に掲げられている略語について、実務における使用頻度等を考慮して略語等の見直しを行うことにしたものである。

### 2 証拠等関係カードの特色

今回の改正による新しい証拠等関係カードの様式は、旧カードと比較すると次のような特色がある。

- (1) 「裁判所書記官印」欄を削除するとともに、各欄の行数及び桁数を多くとったことから、記載すべき手続が期日を異にして行われ、記載内容が複雑になった場合でも、従前と比べて、補充用の証拠等関係カードを引用することなく、これらを同一欄内に記載することが可能である。

(2) 被告人1名用及び複数用の様式について、記載項目の配置などの型式をほぼ統一したことから、被告人1名用の証拠等関係カードと複数用の証拠等関係カードが連続して綴られている場合でも、証拠調べ手続の経過を一見して把握することが可能である。

### 3 証拠等関係カードの「裁判所書記官印」欄を削除した趣旨

近時、OA化（パソコン等を利用した文書作成方法の普及等）の一層の進展、普及に伴い、文書作成時の押印の取扱いを見直すなどして合理化を図るというものが社会一般のすう勢であり、刑事訴訟規則の改正により一部の書類については契印を要しないものとされたことも踏まえて、証拠等関係カード作成の際の事務負担を軽減し、必要な欄のスペースを十分確保し、既に民事事件等において書証目録等の「裁判所書記官印」が廃止されていることとの統一を図るため、書記官印欄を廃止することとしたものである。

なお、証拠等関係カードについては、パソコン等により作成することもあると思われるが、今回「裁判所書記官印」欄が廃止されたからといって、複数回にわたり行われた証拠調べ手続について、既に記載された事項の存在するファイルを利用して、新たな記載事項を追加入力するなどして、証拠等関係カードそのものを差し替えることは、既に裁判長が認印した調書の一部を印刷し直すことの妥当性に疑義がある上、誤って上書きしたものが差し替えられた場合、正しい手続を確認できなくなってしまうことになるおそれもあり、相当でないことはいうまでもない。

### 事務総長通達の解説

#### 【本文】

**標記の様式等について下記のとおり定めましたので、刑事の通常第一審事件及び控訴事件並びに再審開始決定後の再審請求事件においては、これによるよう取り計らいください。**

**なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。**

- 1 この通達は、刑事の通常第一審事件及び控訴事件並びに再審開始決定後の再審請求事件の証拠調べ手続に適用される。
- 2 この通達が適用される通常第一審事件とは、第一審の訴訟事件のうち、略式命令請求事件及び交通即決事件を除いた事件をいう。したがって、公判請求事件はもとより、正式裁判の申立てがあった事件、付審判決定があった事件等もこれに含まれる。再審開始決定前の再審請求事件、付審判請求事件等は、本通達が適用される事件ではないが、このような事件についても必要に応じてこの証拠等関係カードを使用することは差し支えない。

**【証拠等関係カードの様式】**

- 1 証拠調べ手続の経過（冒頭陳述を除き、公判期日外のものを含む。）及び被告人の供述（冒頭手続における陳述、公判手続の更新の際の陳述、最終陳述及び明らかに手続的な供述を除く。以下同じ。）がされた事実は、できる限り別紙様式第1から別紙様式第3までの証拠等関係カードに記載し、公判期日又は準備手続期日に行われた事項の記載については、それぞれ公判調書又は準備手続調書の一部とする。
  - (1) 別紙様式第1は、被告人が1名の場合に使用する。
  - (2) 別紙様式第2は、被告人が複数の場合に使用する。
  - (3) 別紙様式第3は、別紙様式第1又は別紙様式第2の証拠等関係カードの記載を補充する場合に使用する。
- 3 この通達は、証拠調べ手続の経過等について、「できる限り」この証拠等関係カードを使用するものとしている。証拠等関係カードの様式及び記載要領は簡単な自白事件から被告人数の多い相当複雑な事件まで幅広く使用されるのに耐えるよう工夫がされてはいるが、被告人数が特に多く手続関係が複雑かつ錯そうする場合等、事件によってはこの証拠等関係カードを使用するよりは別様

式のものを用いる方が手続の過誤、脱漏を防止する上で望ましいと思われる事件もないではないからである。ただし、別様式のカードを使用する場合には、当該カードに一体文言を付して、当該カードと調書との一体性を担保する措置を講じる必要がある（刑訴規則49条の2）。

- 4 証拠等関係カードは公判調書又は準備手続調書の他の部分と区分して訴訟記録に編てつされることとなるので（平成12年10月20日付け最高裁総三第128号事務総長通達「刑事訴訟記録の編成等について」（以下「記録編成通達」という。）記第1の2参照），同カードが他の部分と一体となるものであることを当該調書上明らかにしておく必要がある（刑訴規則49条の2）。このため、証拠等関係カードには「このカードは、公判期日又は準備手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。」との一体文言を付するほか、事件番号を記載することとしたのである。
- 5 公判期日外の証拠調べ手続も、証拠調べ手続の経過をすべて把握できるようにするため、証拠等関係カードに記載する。したがって、準備手続期日あるいは期日外における、証拠調べ請求、証拠とすることの同意・不同意、証拠調べをする旨の決定又は証拠調べ請求の却下決定等はすべて記載することとなる。公判準備における証人尋問、鑑定人尋問、検証等も同様である。
- 6 被告人の供述がされた事実も、その供述が証拠となり、それがいつされたかということを他の証拠の証拠調べ手続の経過とともに一覧できるようにするのが便利であるので、証拠等関係カードに記載する。ただし、被告人の供述のうち、冒頭手続における陳述、公判手続の更新の際の陳述及び最終陳述については、手続としても重要なものであるから、明らかに手続的な供述とともに証拠等関係カードに記載すべきものから除外され、公判調書（手続）に記載することとした。
- 7 刑訴法279条の公務所等に対する照会及び書類の取寄せに関する事項は、いずれも証拠調べ手続そのものではなく、証拠調べの準備行為ともいべきも

のであるが、備忘等の便宜上、検察官請求、弁護人・被告人請求、職権の別にそれぞれの証拠等関係カードに記載する取扱いが相当であろう。もっとも、手続的な事項に関する照会等（例えば、被告人の病状照会等）は、証拠等関係カードに記載すべきではない。

#### 【公判期日における証人尋問等調書の様式】

2 公判期日における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述並びに被告人に対する質問及びその供述は、別紙様式第4の調書に記載し、これを公判調書の一部とする。

なお、事務の効率的な処理を図るために必要な場合には、記載事項を変更しない限度において、ワードプロセッサーによる作成に便宜な様式等これと異なる様式によることも差し支えない。

8 公判期日における証人尋問等調書に、従来どおり一体文言が付されているのは、証拠等関係カードについて述べたのと同様に、同調書が公判調書の他の部分と区分して編てつされるので（記録編成通達記第1の2参照），証人尋問等調書が公判調書の他の部分と一体であることを担保する必要があるからである。

なお、証人尋問等調書には「裁判所書記官印」欄が残されているが、これは証人尋問等調書は、期日を異にする記載が予定され、手続調書とともに謄写されることが多い証拠等関係カードと異なり、当該期日ごとに各別に作成されるものであり、手続調書とは独立して謄写されることが多いため、「裁判所書記官印」欄がないと作成者が誰であるのか判明しないためである。証人尋問等調書は単に手続を示すだけではなく、証拠の内容も含むため、その重要性に鑑み、作成者を明らかにするために「裁判所書記官印」欄を残すこととした。

9 標題の「調書」の左部が空白になっているのは、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人及び被告人の供述に共通して使用されるからである。この部分には、例えば「証人尋問」あるいは「被告人供述」と記載する。

10 「この調書は、第 回公判調書と一体となるものである。」という一体文言の上部に余白があるのは、複数の被告人の一部が出頭しないため、証人尋問が出席被告人の関係では公判期日の手続として、不出頭被告人の関係では公判準備として行われた場合に、「第 回公判」の次に「及び公判準備」という文字を挿入できるようにするためである。

11 公判期日における検証の結果については、この様式の調書に記載することとされていない。各庁においてこの調書の様式に準じたものを作成することになる。もっとも、この調書用紙を利用し、「氏名」欄等に斜線を引くなどして、検証の結果を記載しても差し支えない。

#### 【認め印の使用】

#### **3 裁判所書記官が作成する調書に押印すべき裁判所書記官の印は、認め印を使用する。**

12 裁判所書記官が認め印を使用するのは、調書を作成する場合である。したがって、公判調書、準備手続調書はもとより、公判準備における証人尋問、検証等の調書の作成に際しても、認め印を使用することになる。

#### 【記載要領】

#### **4 証拠等関係カードの記載要領については、刑事局長及び総務局長から別途通達する。**

#### 〔付 記〕

#### 【実施時期】

#### **1 実施**

**この通達は、平成13年1月1日から実施する。**

## 【旧通達の廃止】

### 2 通達の廃止

昭和51年11月20日付け最高裁判所第232号事務総長通達「証拠等関係カードの様式等について」は、平成12年12月31日限り、廃止する。

## 【経過措置】

### 3 経過措置

- (1) この通達の実施の際、従前の様式による用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。
- (2) この通達の実施の際、現に作成されている証拠等関係カードについては、これを引き続き使用することも差し支えない。

13 既に旧カードが使用されている事件については、平成13年1月1日以降も引き続き旧カードを用いても差し支えない。旧カードに証拠調べ等の経過を記載する場合には、「裁判所書記官印」欄に従前どおり押印することはもとより、当該事項を記載した欄の「裁判所書記官印」欄に斜線を引くなどして空白を生じさせないようにした上、「裁判所書記官印」欄に押印しない取扱いも差し支えない。

## 刑事局長・総務局長依命通達の解説

### [本文]

本日付け最高裁判所第277号事務総長通達「証拠等関係カードの様式等について」記4の定めによる証拠等関係カードの記載要領は、下記のとおりとします。  
なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

### [記載要領一般]

### 【請求者等別の使用】

## 第1 記載要領一般

1 被告人1名用及び被告人複数用は、検察官請求分、弁護人・被告人請求分及び職権分に分けて使用し、補充用は、これらに共通して使用する。

14 被告人1名用及び被告人複数用の証拠等関係カード（以下、被告人1名用と被告人複数用とを併せて「本カード」という。）は、検索の便を考慮して、証拠の請求者等の別に検察官請求分、弁護人・被告人請求分及び職権分に分けて使用する。補充用の証拠等関係カード（以下「続カード」という。）は、補充すべき内容が検察官請求分、弁護人・被告人請求分あるいは職権分のいずれに関係しようとも、それらに共通の継続用紙として使用するが、それは、本カードを検索した後に続カードを検索することになるので、証拠の請求者等の別に使用するまでの必要性はなく、かえって「※」印のついた番号が一連していることによって必要箇所を迅速に見分けることができるなど検索に利点があるからである。

15 「刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法」による参加人が証拠調べの請求をした場合の記載方法については特に触れられていないが、これは、この通達が通常の手続を前提にしているからであり、この場合には、参加人請求分の証拠等関係カードを作成するのが相当である（51(3)参照）。

### 【他の書面を引用することの原則的禁止】

2 証拠等関係カードの記載に当たっては、他の書面を引用することができない。ただし、「標目」及び「立証趣旨」以外の各欄について、記載すべき事項の一部につき他の書面を引用することは差し支えない。

16 証拠等関係カードの記載に当たって原則として他の書面を引用することができないこととされているのは、証拠調べ手続の経過を一覧できるようにするためである。

17 「標目」及び「立証趣旨」の各欄については、記載すべき事項の全部又は一

部を問わず他の書面を引用することは認められない。

「標目」及び「立証趣旨」の各欄は、1証拠につき1欄を用いるのが原則であるが、1欄では書ききれない場合には、2欄以上使用しても差し支えない。また、被告人多数で「請求」欄以下の記載が多くなると予想される場合は、1証拠につき「請求」欄以下を2欄以上使用できるように、「標目」及び「立証趣旨」の各欄を1欄おき、2欄おきというように記載することも考えられる。

18 「標目」及び「立証趣旨」以外の各欄については、記載すべき事項の一部について他の書面を引用することができるが、この場合にも証拠調べ手続の経過の一覧性が損なわれないように留意する必要がある。例えば、弁護人が期日外に書面で検察官請求にかかる書証に対し一部同意をした場合には、少なくとも証拠等関係カードの「意見」欄に「一部同意」と記載し、一部同意の具体的内容につき弁護人提出の書面を引用するという取扱いをすべきであろう。

19 他の書面を引用する場合の引用方法としては次の2種類が考えられる。

- (1) 書面は独立の文書としたまま、その内容を引用する方法
- (2) 書面自体を公判調書の一部にする方法

検面調書の特信性の存否に関し詳細な意見を記載した書面が提出された場合を例にとって、その書面を引用する具体的方法を示すと、本カードの当該証拠の「意見」の「内容」欄に「検察官の意見※1」等と記載し、続カードに「検察官の意見 ○年○月○日付け……と題する書面記載のとおりであるから、これを引用する。」((1)の場合)あるいは「検察官の意見 別紙……と題する書面記載のとおり」((2)の場合)等と記載する。

また、引用された書面の編てつ箇所は、(1)の方法によるときは、一括編てつされた続カードの末尾又は当該続カードの直後のいずれでもよいが、(2)の方法によるときは、当該続カードの直後に編てつし、当該続カードと引用された書面は、ステープラ等でとじるなどに加えて、ページ数を付すなど、書類の連続性が容易に認識できる措置を取ることが相当であろう。

なお、本カードの「意見」の「内容」欄に引用文言を記載して続カードを使用しない取扱いももとより差し支えない。

#### 【検察官・弁護人提出の書面の利用】

- 3 検察官又は弁護人が証拠調べの請求をするに際し、被告人1名用又は被告人複数用と同じ様式の書面に所要の事項を記載して提出したときは、これを証拠等関係カードとして利用することができる。
- 20 証拠調べの請求をするときは、刑訴規則188条の2により、証人等の氏名及び住居あるいは証拠書類等の標目を記載した書面を差し出さなければならぬが、旧カードの様式が定められた際に、法務省と協議した結果、検察官が証拠調べの請求をするときは、証拠等関係カードと同じ様式の書面を提出してこれを行うこととなった。この取扱いは今回の通達改正によっても変更がないので、検察官が証拠等関係カードと同じ様式の書面により証拠調べの請求をしたときは、裁判所書記官は、その記載を利用して証拠等関係カードを作成することができることとした。
- もっとも、検察官が不同意書証に代えて直ちに証人の尋問を請求するような場合等には、証拠等関係カードと同じ様式の書面を提出しないことも実務上少なくないと思われ、そのような場合には、裁判所書記官において、所要の事項を記載して証拠等関係カードを作成する。
- 21 検察官が証拠調べの請求に当たって証拠等関係カードと同じ様式の書面に記載する部分は、「請求者等」の箇所並びに「番号」、「標目」及び「立証趣旨」の各欄である。
- 22 証拠等関係カードは証拠請求目録を兼ねる形になるので、既に提出された証拠等関係カードに余白があつても、検察官が更に証拠調べの請求をする場合には、原則として別用紙を用いることになる。被告人の供述関係の証拠とそれ以外の証拠については、通常は別用紙が用いられることになろう。

- 23 書証と人証は、同時に請求する場合でも、別用紙を用いてもらうと便利である。もっとも、事案によっては、別用紙を用いなくともなんら不便を生じないものもあるので、画一的な取扱いをする必要はなかろう。書証と人証について別用紙を用いる取扱いをする場合、証拠物は書証と同一用紙に記載してもらうのが相当であろう。
- 24 檢察官が提出した書面を利用して証拠等関係カードを作成する場合において、これに誤記があるときは、裁判所書記官がその誤記を訂正しなければならない。いうまでもなく、公判調書作成の責任は裁判所書記官にあるからである。したがって、検察官が書面の提出前に誤記を訂正した場合にも、訂正印を押なつしないで提出してもらう必要がある。
- ちなみに、整理された証拠等関係カードの記載に誤りを発見したときは、これを直接訂正することはできないから、その記載を利用してじ後の手続を記載するときは、「備考」欄に「第〇回公判、〇〇欄中「×××」とあるのは「△△△」と訂正する。」旨の記載をすることとなろう（ここで「訂正する」旨の文言を用いているが、これは、既に整理された公判調書の記載に変更を加えることを認める趣旨ではなく、当該誤りを発見した段階で作成する公判調書に、「×××とあるのは△△△の誤りであることを発見したので、×××とあるのを△△△と訂正した上、その記載を利用して調書を作成した」ことを示す趣旨である。）。
- 25 檢察官が提出した書面に誤記が多いなどのため、その書面を証拠等関係カードとして利用することが相当でないと思料される場合には、裁判所書記官において、所要の事項を記載して証拠等関係カードを作成する。この場合、証拠等関係カードとして利用しなかった書面は記録上残す必要はない（「刑事訴訟規則の一部を改正する規則説明書」（刑事裁判資料第63号）61ページ以下参照）。
- 26 檢察官が期日外に証拠調べの請求をする場合には、裁判所書記官において証

拠等関係カードとして利用できるように、証拠等関係カードと同じ様式の書面に所要の事項を記載したものを当該証拠調べ請求書に添えて提出してもらう取扱いが相当である。

27 弁護人が証拠調べの請求をするに際し、証拠等関係カードと同じ様式の書面に所要の事項を記載して提出してきたときは、証拠等関係カードとして利用できることは検察官の場合と同様であるが、弁護人が請求する証拠はそれほど多くないのが通常であるので、前記の取扱いを原則とするまでの必要性はないであろう。もっとも、弁護人から多数の証拠が請求される場合等、事件によっては、弁護人に証拠等関係カードの用紙を交付し、これに所要の事項を記載して提出してもらうことは差し支えないが、その場合には、裁判所書記官が弁護人にそれを押し付けるとの印象を与えないよう十分留意する必要がある。

#### 【一括記載】

4 「請求」、「意見」及び「結果」の各欄に記載すべき内容が数個の証拠につき同じである場合は、一括して記載することができる。

28 一括記載ができることとしたのは、争いのない事件では、「請求」、「意見」及び「結果」の各欄に記載すべき内容が数個の証拠につき同じである場合が多いので、このような場合に、調書作成事務を合理化するためである（記載例第3例から第5例まで、第10例、第16例参照）。

29 記載すべき内容が数葉にわたる証拠について同じである場合に、初葉に全証拠に関して一括して記載し、第2葉目以下の「請求」、「意見」及び「結果」の各欄を全く空白にすることは、第2葉目以下の差換え防止の措置が講じられてはいないため、調書の形式的厳格性の観点から好ましくない。したがって、このような場合には、各葉ごとに一括して記載するか、第1葉目に全証拠に関して一括して記載した上、第2葉目以下に、例えば「請求・意見・結果は（No.1）に記載済」と記載するのが相當である（記載例第3例参照）。

**【被告人1名用・複数用カードの補充】**

- 5 被告人1名用又は被告人複数用について、各欄の記載を補充する必要がある場合には、当該欄内に「※」印を付し、これに続けて請求者等の別を問わず通し番号を記載するとともに、補充用の「※」欄にこれに対応する番号を記載した上、その「請求・意見・結果等」欄に補充すべき事項を記載する。
- 30 続カードを用いて各欄の記載を補充する場合の記載方法については、記載例 第2例参照。
- 31 続カードを用いて各欄の記載を補充する場合にも、記載すべき事項の一部について他の書面を引用する場合と同様に、できる限り、本カードに「一部同意」、「異議申立て」等その証拠調べ手続の要約を記載し、本カードにより証拠調べ手続の経過が一覧できるようにするのが相当である。

**【被告人の供述がされた事実の記載】**

- 6 被告人の供述（冒頭手続における陳述、公判手続の更新の際の陳述、最終陳述及び明らかに手続的な供述を除く。）については、これがされた事実を職権分の証拠等関係カードに記載する。ただし、控訴審においては、請求者等別の証拠等関係カードにその経過をも含めて記載することができる。
- 32 被告人の供述がされた事実を職権分の証拠等関係カードに記載することとしたのは、訴訟関係人に証拠調べ請求権と同様の意味での被告人質問請求権というものがあるわけではなく、また、職権分の証拠等関係カードにまとめて記載することにより、被告人の供述に関する事項が一覧できるとの利点を考慮したからである。
- 33 被告人の供述がされた事実を記載する場合には、「番号」欄には該当番号を、「標目」欄には「被告人」（又は「（被）」。以下同じ。）と、「結果」の「期日」欄には供述があった期日を、同「内容」欄には「施行」と、「取調順

序」欄には証拠の取調べ順序と一連した順序を、それぞれ記載する。「請求」及び「意見」の各欄は記載しない。

被告人が複数の場合は、「標目」欄には「(被)〇〇〇〇」とその氏名も記載し、「結果」の「関係被告人」欄には関係被告人を記載し、その供述がどの被告人との関係で証拠となるかを明らかにする(74参照)。

同一公判期日において2回以上にわたり同一被告人の供述がされたときは、供述調書の標題右横に「(1)」「(2)」等と記載して供述調書を特定した上、「標目」欄に「(被)(1)」「(被)(2)」等と記載する(記載例第5例参照)。

また、被告人甲の供述中被告人乙との対質があったときは、乙の供述についても証拠等関係カードに記載する。この場合の「標目」欄の記載は「(被)乙((被)甲供述中)」とするのが相当であろう。

34 控訴審において、請求者等別の証拠等関係カードにその経過をも含めて記載する取扱いが認められたのは、実務上、控訴審においては、被告人質問についても証人尋問と同様に取り扱う運用もあるからである。

35 証拠等関係カードには被告人の供述がされた事実も記載されるため、公判期日に通常の証拠調べ手続のほか被告人の供述がされた場合には、公判調書(手続)に、「証拠調べ及び被告人の供述 証拠等関係カード記載のとおり」又は「証拠調べ等 証拠等関係カード記載のとおり」と記載する。なお、公判期日に証拠調べ手続又は被告人の供述のいずれか一方しかされなかつた場合には、厳密にいえば、「証拠調べ 証拠等関係カード記載のとおり」あるいは「被告人の供述 証拠等関係カード記載のとおり」と記載すべきであろうが、便宜「証拠調べ等 証拠等関係カード記載のとおり」と記載して差し支えない。準備手続期日において証拠調べ手続が行われた場合も、前記と同様である。

#### 【略語の使用】

**7 別紙第1の略語表記載の事項等を記載する場合は、同表記載の略語と異なる略語を用いることができない。**

36 略語表記載の事項等について略語を用いる場合に、同表記載の略語のみを使用すべきこととしたのは、比較的使用頻度の高い前記事項等について略語が全國的に統一されていないと、種々不便であるからである。

37 今回の改正により、従前の略語の中で使用されることがなくなったと思われるものを削除し、また、使用頻度が高く相当と思われるものを追加し、さらに略語と略語表記載の事項の見直しを行った。

なお、平成12年12月31日以前から証拠調べが開始されている事件については、平成13年1月1日以降、引き続き証拠調べが行われ、本通達に定める略語表記載の略語を使用した場合は、本通達で定める略語表を旧通達に定める略語表の直後に綴り込む。

**(1) 削除した略語**

「鉄」	鉄道公安職員に対する供述調書
「電信」	電信照会回答書

**(2) 追加した略語**

「財」	財務事務官に対する質問てん末書
「交原（報）」	交通事件原票中の捜査報告書部分
「交原（供）」	交通事件原票中の供述書部分
「速力」	速度違反認知カード
「戸附」	戸籍の附票の写し
「登記」	不動産登記簿謄本、不動産登記簿抄本、登記（全部・一部）事項証明書
「商登記」	商業登記簿謄本、商業登記簿抄本、登記（全部・一部）事項証明書
「外調」	外国人登録（出入国）記録調査書

「決」	決定書謄本、決定書抄本
「現受」	現金書留受領証、現金書留引受証書
「振受」	振込金兼手数料受領書、振込金受領書
「寄附」	贖罪寄附を受けたことの証明
「（大）」	大蔵事務官
「（財）」	財務事務官

### (3) 追加した略語表記載の事項

「戸」に「戸籍（全部・一部・個人）事項証明書」を追加

「免照」に「運転免許調査結果報告書」を追加

38 同意、不同意、撤回、却下、取消、領置、続行等の略語も、使用頻度は高いが、それぞれ、証拠とすることの同意、証拠とすることの不同意、証拠調べ請求の撤回、証拠調べ請求の却下決定、証拠調べをする旨の決定の取消決定、証拠物を領置する旨の決定、尋問の続行等を表わすものとして、実務上既に定着しており、あえて略語として掲げるまでの必要もないところから、略語表に掲載しなかったものであり、これらを従来どおり使用することはもとより差し支えない。

39 略語表に記載されている書面の標題は、実務上多く使用されているものを掲げたものであり、必ずしもこれと同じ標題の書面についてのみその略語の使用を許すという趣旨ではない。同表記載の標題が付けられている書面と同じ事項を内容とする書面であると明らかに認められるものについても、略語表記載の書面の略語を用いても差し支えない。例えば、「〇〇〇の検査報告について」と題する書面につき、「検査報告書、検査状況報告書、検査復命書」と同様「報」の略語を用いることができる。

40 略語表記載の事項・書面及び38に記載した事項以外の事項・書面についても、特に必要がある場合には、各庁において検察庁と協議の上、あるいは各受訴裁判所において検察官と協議の上、適宜の略語を定め、これを使用しても差し支

えない。もっともこの場合には、その略語と当該書面の標題等を訴訟記録中の略語表に追記しておく必要がある。

#### 【弁論の併合】

- 8 弁論併合後の証拠調べ手続の経過等は、一つの証拠等関係カードに記載する。ただし、併合前に請求があった証拠につき併合後に証拠調べ手続が行われたときは、当該請求の記載がある証拠等関係カードにその経過を記載する。
- 41 弁論の併合後に請求があった証拠については、全事件につきまとめて一つの証拠等関係カードに記載するが（被告人が複数になった場合は、被告人複数用のカードを使用する。），併合前に請求があった証拠につき併合後に証拠調べ手続が行われた場合に、当該請求の記載がある証拠等関係カードにその経過を記載することとしたのは、当該証拠に関する証拠調べ手続の経過の一覧性を保持するためである。
- 42 弁論の併合前に使用されていた証拠等関係カードを併合後にも使用する場合には、事件番号は従前のままでよく、併合事件の事件番号を付記する必要はない。弁論の併合後に新たに証拠等関係カードを作成するときは、併合事件の事件番号を記載することとなる（「等」と付記する取扱いも差し支えない。53参照）。
- 43 弁論の併合後に請求があった証拠に付すべき番号及び弁論の併合後に付すべき公判期日の回数は、番号等の重複を避けるため、次によるのが相当である。
- (1) 弁論の併合後に請求があった証拠の番号は、併合前に請求があった証拠の番号のうち最も数の大きいものに連続する番号を付する。
- (2) 弁論の併合後の公判期日の回数は、併合前の公判期日の回数のうち最も回数の多いものに連続する回数を付する。
- 複数の事件が同一の公判期日に各別に手続が進められた後に弁論の併合がされた場合の公判調書に付すべき公判期日の回数も同様とする。例えば、甲

事件の第3回目の公判期日と、乙事件の第6回目の公判期日が同一日に指定され、当該各期日においてそれぞれ手続が進められた後に弁論が併合され、甲・乙各事件について公判調書が作成された場合の公判期日の回数は、いずれも第6回となる（なお、甲事件の第6回公判調書の標題部分の適當な箇所に、例えば「（併合につき第3回ないし第5回の公判期日の回数は次）」というように記載しておくのが相当である。）。

44 公判期日において弁論の併合がされ、その前後に証拠調べ手續が行われている場合に、各手續相互間の順序を明らかにする方法としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 公判調書（手續）に、例えば「弁論の併合（検察官証拠番号8の取調べの次）」というように記載する。
- (2) 証拠等関係カードの各「期日」欄に、例えば「5（併合前）」、「5（併合後）」というように記載する。
- (3) 公判調書（手續）に、例えば  
「証拠調べ等

証拠等関係カード記載のとおり（「期日」欄に①と表示したもの）

弁論の併合

裁判長

甲事件に乙事件を併合する旨決定

証拠調べ等

証拠等関係カード記載のとおり（「期日」欄に②と表示したもの）

と記載し、証拠等関係カードの該当する「期日」欄に「5-①」、「5-②」というように記載する。

ちなみに、これらの方は、弁論の併合の場合に限らず、証拠調べ手續の

途中で訴因の変更等他の手続が行われた場合において、その手續がどの段階で行われたかを明らかにするときにも用いることができよう。

#### 【弁論の分離】

- 9 弁論を分離し、記録を別に編成した場合において、新たに記録を編成した事件につき分離前に請求があった証拠の証拠調べ手続が行われたときは、新たな記録中の当該請求の記載がある証拠等関係カード又はその謄本若しくは抄本にその経過を記載する。記録を別に編成しない場合における証拠等関係カードの記載は、8の本文の定めを準用する。
- 45 弁論を分離し、新たに訴訟記録を編成した場合において、分離前に請求があった証拠につき分離後に証拠調べ手続が行われたときには、その経過を当該請求の記載がある証拠等関係カード又はその謄本若しくは抄本に記載することとしたのは、当該証拠に関する証拠調べ手続の経過の一覧性を保持するためである（41参照）。
- 46 証拠等関係カードの必要部分の謄（抄）本を作成する場合には、例えば「第回公判期日（又は平成 年 月 日）までの記載は謄（抄）本である。」というように、余白ないし欄外に認証して、どの部分の記載が謄（抄）本であるかを明らかにすべきである。この謄（抄）本の認証は、新たに訴訟記録を別に編成する事件について、その後の証拠調べ手続の行われないことが明らかな場合を除き、1枚ずつこれを行うか、あるいは検察官請求分、弁護人・被告人請求分、職権分の別にそれぞれまとめて行う必要がある（これらを全部まとめて1回の認証で済ませると、その後に作成される証拠等関係カードを所定の箇所に編てつすることができなくなるおそれがある。）。
- 47 弁論を分離し訴訟記録を別に編成する場合において、分離前に使用されていた証拠等関係カードを分離後にも使用するときは、事件番号はそのままとする（弁論の分離後に新たに証拠等関係カードを作成するときに、分離後の事件番

号を記載することとなる。42参照)。

48 弁論の分離後に請求があった証拠に付すべき番号は次によるのが相当である。

(1) 訴訟記録を別に編成しない場合

弁論が併合されている場合と同様に取り扱い、請求順に分離前の証拠の番号に連続する番号を付する。

(2) 訴訟記録を別に編成する場合

弁論の分離前の証拠（他の被告人のみに関係する証拠を含む。）の最終番号に連続する番号を付する。

証拠等関係カードの抄本を作成した場合において、前記抄本で最終番号が明らかにならないようなときは、前記抄本の適当な箇所に、例えば「（分離前の最終番号は18番）」というように付記しておく。

49 弁論の分離後の公判期日の回数の付し方は次のとおりとするのが相当である。

(1) 訴訟記録を別に編成しない場合

弁論が併合されている場合と同様に取り扱い、公判の開廷年月日順に分離前の公判期日の回数に連続する回数を付する。

(2) 訴訟記録を別に編成する場合

各事件ごとに弁論の分離前の公判期日の回数に連続する回数を付する。

公判期日において弁論が分離され、各事件について公判調書が作成される場合は、当該公判期日に関する限り、同一の回数を付する。

50 弁論の分離が証拠調べ手続のどの段階でされたかを明らかにする必要があるときは、弁論の併合についての場合（44参照）と同様の方法による。

〔各欄の記載要領〕

【冒頭部分】

**第2 各欄の記載要領**

**1 被告人1名用**

### (1) 頭部分

- ア 「請求者等」の箇所には、証拠調べの請求者の別を記載し、職権による取調べの場合は「職権」と記載する。
- イ 「(No. )」の箇所には、検察官請求分、弁護人・被告人請求分及び職権分の別に、丁数を記載する。

51 「請求者等」の箇所の記載方法は次のとおりとなる。

- (1) 請求者が検察官であるときは「検察官」と、弁護人であるときは「弁護人」と、被告人であるときは「被告人」と記載する。弁護人及び被告人の両者から証拠調べの請求があったときは、別個に証拠等関係カードを作成することなく、「弁護人・被告人」と記載する。
- (2) 同一証拠につき検察官と弁護人又は被告人の双方から取調べの請求がされたときは、検察官請求分及び弁護人・被告人請求分の各証拠等関係カードに記載する。この場合には、各証拠等関係カードの「備考」欄に「双方申請」と記載するのが相当である。
- (3) 「刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法」による参加人が証拠調べ請求をしたときは、「参加人」と記載する（15参照）。

52 「(No. )」の箇所は、証拠等関係カードの紛失、散逸を防止するために設けられたものである。請求者等別にその丁数を記載するのを原則とするが、証拠等関係カードを例えば「(甲)」、「(乙)」等に分けて使用する場合（55参照）には、そのそれぞれの丁数を記載するのが相当である。

53 「事件番号」の箇所には、事件番号が複数ある場合は、その1、2を選んで記載し、その余は「等」と付記する取扱いも差し支えない（証拠調べ手続の段階で弁論の併合・分離が行われた場合における事件番号の付し方については、42、47参照）。

54 なお、左下欄外の「被告人」の箇所は、主として、検察庁における便宜を考慮して設けられたものであり、必ずしも記載を要しない。

## 【「番号」欄】

### (2) 「番号」欄

**検察官請求分、弁護人・被告人請求分及び職権分の別に、証拠の番号を記載する。**

55 検察官請求分、弁護人・被告人請求分及び職権分の別に、それぞれ通し番号を付するのが原則であるが、例えば被告人の供述関係の証拠とそれ以外の証拠について、あるいは書証と人証について別用紙を用いて証拠調べの請求がされる場合には、標題の「証拠等関係カード」の右余白に「（甲）」、「（乙）」あるいは「（書）」、「（人）」などと記載して、それぞれ番号を起こすことも差し支えない。

56 検察官の記入した番号に重複があるときには、枝番を付する方法により訂正するのが相当である（例えば既に請求済みの証拠に1から10までの番号が付されているのに、その後請求する証拠に8から20までの番号が付されているときは、重複する8, 9, 10をそれぞれ「10-2」、「10-3」、「10-4」と訂正する。）。また、番号に欠番があるときには、本欄はそのままとし、左部欄外にその番号が欠番である旨を明らかにしておく取扱いが相当であろう。

57 証拠調べ手続の段階で、弁論の併合・分離が行われた場合における番号の付し方については、43(1), 48参照。

## 【「標目」欄】

### (3) 「標目」欄

**「供述者・作成年月日、住居・尋問時間等」の箇所には、証拠書類等の供述者若しくは作成者及び作成年月日、証人の住居及び尋問所要見込時間又は証拠物の領置番号等を記載する。**

58 例えば、甲野太郎の司法警察員に対する平成12年12月1日付け供述調書が証拠になる場合には、証拠の標目として「員」と記載し、「供述者・作成年月日、住居・尋問時間等」の箇所には「甲野太郎 12.12.1」と記載することとなる（記載例第1例証拠番号1参照）。

59 「証拠物の領置番号等」の「等」の例としては、他の裁判所で押収されている証拠の証拠調べ請求がされた場合の押収番号、押収後の公判期日に証拠調べ請求がされた場合の押収番号等が考えられる。

#### 【「立証趣旨」欄】

##### (4) 「立証趣旨」欄

ア 証拠と証明すべき事実との関係を記載する。

イ 「公訴事実の別」の箇所には、公訴事実が複数の場合に、当該証拠によって証明すべき公訴事実の番号等を記載する。

60 不同意となった書証の供述者を証人として取り調べるような場合には、その立証趣旨は、例えば「証拠番号4と同じ。」というように記載して、当該書証の立証趣旨を引用しても差し支えない。

61 「公訴事実の別」の箇所に追起訴状の公訴事実の番号を記載する場合には、「追起訴第1」あるいは「3／15付第1」、「13.3.15付第1」（13.3.15は追起訴年月日）というように記載することとなろう。ただ、追起訴が2回以上ある場合には、「追起訴第1」と記載しても、どの追起訴状についてのものか判明しないので、既に2回以上の追起訴がされている場合あるいは予想される場合に、「追起訴第1」と記載することは適当でない。

当該証拠によって証明すべき事実が公訴事実全部に関連する場合には、単に「全」と記載して差し支えない。もっとも、「全」と記載した後に、弁論の併合がされると、「全」の範囲がどこまでであるか一見しただけでは識別し難いこととなるので、後に弁論の併合のあることが予想される場合には、「13.

3. 「請求」欄には、証拠調べの請求が公判期日又は準備手続期日にされた場合は、その公判期日の回数又は準備手続期日の回数若しくはその年月日を記載し、期日外にされた場合は、請求のあった年月日を記載する。

#### 【「請求」欄】

##### (5) 「請求」欄

- 62 「請求」欄は、証拠調べの請求がされた時期を明らかにするために設けられたものである。
- 63 弁論の併合・分離が行われた場合における公判期日の回数の付し方については、43(2), 49参照。

#### 【「意見」欄】

##### (6) 「意見」欄

- ア 「内容」欄には、証拠とすることの同意、不同意等証拠調べの請求に対する意見に関する事項を記載する。
- イ 「期日」欄の記載については、(5)の定めを準用する。
- 64 意見が留保された場合、「留保」と記載する必要はないが、事案によっては、その旨を明らかにしておくのが相当である場合もある。
- 65 意見の「内容」欄に記載すべき手続が期日を異にして行われた場合（期日外にされた場合を含む。）には、「意見」欄を横線で区切った上、各期日ごとに当該期日に行われた手続を記載する（記載例第6例参照）。

#### 【「結果」欄】

##### (7) 「結果」欄

- ア 「内容」欄には、証拠の採否、取調べ等に関する事項を記載する。

イ 「取調べ順序」欄には、取り調べた証拠の取調べの順序を公判期日ごとに記載する。

ウ 「期日」欄の記載については、(5)の定めを準用する。

66 決定、取調べが留保された場合、「留保」と記載する必要はないが、事案によつては、その旨を明らかにしておくのが相当である場合もある。

67 証人を次回に喚問する旨決定したが、当該公判期日に証人が不出頭の場合、証拠等関係カードに更に「次回喚問」と記載する必要はないが、「結果」の「期日」欄に当該公判期日の回数を、「内容」欄に「不出頭（次回喚問）」と記載してももとより差し支えない。また「備考」欄にその旨記載することも差し支えない。

68 「内容」欄に記載すべき手続が期日を異にして行われた場合の記載方法については、65、記載例第1例証拠番号5、第6例から第9例まで参照。

#### 【「備考」欄】

##### (8) 「備考」欄

当該証拠に関する事項を適宜記載する。

69 本欄は、他の欄の記載を補充する等、当該証拠に関して適宜の使用に供するために設けられたものである（記載例第6例から第9例まで等参照）。

70 本欄は、原則として裁判所書記官が使用するためのものであるが、例外として、検察官が、例えば既に取調べ済みの証拠について、他の事実を立証するため再度取調べ請求をする場合に、前に何番の証拠番号で提出されたものである旨を記載するために使用することも考えられよう。

71 刑訴法303条による調書等の取調べを記載するに当たっては、新たに職権分の証拠等関係カードに公判準備の結果を記載した調書を標目として起こし、同カードにその取調べ関係を記載することもできるが、その取調べ関係が複雑でない場合は、それを当該調書等の取調べの原因となっている証拠に関する証

拠等関係カードの「備考」欄に記載して済ませることが簡便と思われる（記載例第7例参照）。前者の方法によった場合には、「備考」欄に職権分の証拠等関係カードとの連絡関係を備忘のために記載しておくのが相当である（記載例第9例、第14例参照）。

#### 【「編てつ箇所」欄】

##### (9) 「編てつ箇所」欄

当該証拠書類等の初葉に付されている丁数を必要に応じて記載する。

72 本欄は、訴訟進行中の証拠書類等の検索の便に供するために設けられたものである。本欄に丁数を記入する場合には、証拠書類等の下部右欄外に群別の丁数を付し（記録編成通達記第3の2参照），各書類の初葉の丁数を記載することとなる。

73 本欄が記載された場合には、上訴に伴って目録を作成する際、証拠書類等に関する部分につき、証拠等関係カードを引用して記載することができるので、事務の簡略化にも役立つものと思われる。

#### 【被告人複数用カード】

##### 2 被告人複数用

(1) 「請求」，「意見」及び「結果」の各欄に所要の事項を記載するときは、それぞれの「関係被告人」欄に、当該事項に関する被告人を氏又は適宜の符号を用いて記載する。当該事項が全被告人に関係する場合には、「全」と記載することができる。被告人の符号又は「全」を用いた場合において、必要があるときは、別紙第2に例示する「被告人の符号と全被告人の範囲」表等を使用して、関係する被告人の氏名及び「全」と表示した被告人の範囲を明らかにする。

(2) その余の各欄等の記載については、1の定めを準用する。

74 「関係被告人」欄は、「標目」欄に記載された証拠につき、どの被告人との関係で証拠調べ手続が行われたかを明らかにするために設けられたものである。

75 「関係被告人」欄には被告人の氏又はアルファベット等適宜の符号を用いて記載する。アルファベット等の符号を用いた場合には、「被告人の符号と全被告人の範囲」表を使用するなどして、符号と被告人の関係を訴訟記録上明らかにしておく必要がある。

76 全被告人の関係で証拠調べ手続が行われた場合には、「関係被告人」欄に「全」と記載するか、あるいは「A～J」等と記載する。

77 「被告人の符号と全被告人の範囲」表の「時期」欄には、全被告人の範囲が同一である期間の始期を「( )」印の上部に、終期を下部に記載する（始期及び終期は公判期日の回数又は年月日を記載する。）（記載例第17例参照）。

この始期及び終期は、証拠等関係カードに「全」と表示した被告人の範囲を明らかにするものであるから、いずれも証拠等関係カードに記載される証拠調べ手続等が行われた公判期日（期日外の場合はその年月日）を基準とするのが相当である。例えば、期日外に弁論の併合があれば、全被告人の範囲に変動があるわけであるが、証拠調べ手続が行われていない限り、その年月日は「時期」欄には記載せず、証拠調べ手続の行われた次の公判期日を新しい範囲の「全」の始期として記載し、その直前の終期としては併合前に証拠調べ手続が行われた最終の公判期日（又は年月日）を記載することになる。

また、その時点では弁論が分離されていても、将来再び弁論が併合される予定のような場合には、必ずしも当該被告人を「被告人の符号と全被告人の範囲」表の「全」の範囲から除外する必要はないものと思われる。例えば、被告人Aが欠席したため、当該期日に限り、Aの弁論を分離し、他の被告人（B, C, D, E）の関係で証拠調べ手続が行われたときは、「被告人の符号と全被告人の範囲」表の「全」に含まれる被告人の範囲はそのままにした上で、証拠等関係カードの「関係被告人」欄に「Aを除く全」あるいは「B～E」と記載

し、証拠等関係カード上、欠席した被告人Aの関係で証拠調べ手続が行われていないことを明らかにする取扱いが相当である。

78 「請求者等」の箇所の記載方法は次のとおりである。

- (1) 被告人が複数で弁護人も複数の場合に、弁護人からそれぞれ証拠調べの請求がされたときは、「弁護人」と記載し、かつ、請求証拠を順次記載した上、各証拠の「請求」の「関係被告人」欄に当該請求がどの被告人の関係でされたかを明示する。弁護人ごとに証拠等関係カードを作成しなくても、関係被告人が示されていれば、請求した弁護人が特定されるからである。
- (2) 弁護人請求分の証拠等関係カードが既に作成された後に、弁護人のない被告人から証拠調べの請求がされたとき、又は被告人請求分の証拠等関係カードが既に作成された後に、弁護人から証拠調べの請求がされたときは、新たに証拠等関係カードを起こすことなく、既存の証拠等関係カードに「被告人」又は「弁護人」と追記した上、(1)と同様の記載をする。
- (3) 弁護人及び弁護人のない被告人から同時に証拠調べの請求がされたときは、「弁護人・被告人」と記載した上、(1)と同様の記載をする。

79 「請求」欄に記載すべき手続が期日を異にして行われた場合の記載方法については、65、第13例証拠番号10参照。

### 【補充用カード】

#### 3 補充用

- (1) 冒頭部分の「(No.)」の箇所には、補充用の丁数を記載する。
- (2) 「期日」欄の記載については、1の(5)の定めを準用する。

80 各期日ごとに横線を引く(記載例第2例続カード参照)。

### [付 記]

### 【実施時期】

## **1 実施**

**この通達は、平成13年1月1日から実施する。**

### **【旧通達の廃止】**

## **2 通達の廃止**

**昭和51年11月20日付け最高裁判所第233号刑事局長、総務局長事務取扱依命通達「証拠等関係カードの記載要領について」は、平成12年1月31日限り、廃止する。**

### **【経過措置】**

## **3 経過措置**

- (1) この通達の実施の際、従前の略語表及び「被告人の符号と全被告人の範囲」表等の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。
- (2) この通達の実施の際、現に作成されている「被告人の符号と全被告人の範囲」表等については、これを引き続き使用することも差し支えない。

## ○ 記 載 例

(注) 記載例のうちには必要的記載事項以外の記載もあるが、必ず記載する取扱いとする趣旨ではない。

### 1 証拠等関係カード

第1例ないし第16例

### 2 「被告人の符号と全被告人の範囲」表

第17例

第1例 基本例

請求者等 檢察官

平成13年(わ)第1号

証拠等関係力一ド

(No. 1 )

(このカードは、公判期日又は準備手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標目 〔供述者:作成年月日、住居・尋問時間等〕 立証趣旨 (公訴事実の別)	請求期日	意見期日	結果		備考
				内 容	取調順序	
1	員  〔甲野太郎 12.12.1〕 被告人が本件直前九段派出所前を はいかいしていた状況  (第 1 )		1 1	同 意	1 決定・済	1
2	員  〔乙野次郎 12.12.3〕 被告人が三井巡査を鉄パイプで殴 打した状況  (第 1 )		1 2	不 同 意	2 撤 回	
3	検  〔乙野次郎 12.12.8〕 同 上  (第 1 )		1 2	不 同 意	2 撤 回	
4	鉄パイプ1本  〔平12東地領101号の1〕 犯行に用いた凶器の形状  (第 1 )		1 1	異議なし	2 決定・済・領置	平13押2号の1 1
5	証人 乙野次郎  〔台東区台東10-5-2 1時間〕 被告人が三井巡査を鉄パイプで殴 打した状況  (第 1 )		2 2	異議なし	2 決定(次回喚問) 3 済	4 1

第2例 証拠決定に対する異議申立てにつき補充用の証拠等関係カードを使用した例

12	員							
〔(被)	12. 12. 3 ]	4	4	誘導により供述させられたもので任意性を争う	5	決 定 異議申立て※1 済	8	
(省 略)								
(	)							(省略)

平成13年(わ)第4号

証拠等関係カード(続) (No. 1)		
(このカードは、公判期日又は準備手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)		
※	期日	請求・意見・結果等
1	5	<p>異議申立て</p> <p>弁護人</p> <p>被告人の供述調書については、供述の任意性を争っているのであるから、任意性の立証を検察官にさせないで取調べ決定は違法であるので異議申立てをする。</p> <p>検察官</p> <p>弁護人は、誘導による供述であるというだけであり、また被告人質問によつても被告人に対し取調べ時に暴行、脅迫その他の強制はなかったというのであるから、任意性は十分認められる。</p> <p>したがつて、異議の申立ては理由がない。</p> <p>裁判官</p> <p>異議申立棄却決定</p>

第3例 幾つかの証拠書類全部が同意になり、同一期日に決定、取調べがされた場合  
の一括記載の例

1 繁述						
〔(員)岡田一郎 12. 11. 21〕 (省略) ( )		第1回公判番号 1 ないし 9 取調順序番号順・番号 9 位置		請求・同意・決定・済・		
2 害						(省略)
〔田村幸男 12. 11. 20〕 (省略) ( )						(省略)
3 員						
〔田村幸男 12. 11. 20〕 (省略) ( )						(省略)
4 実						
〔(員)三島敏三 12. 11. 21〕 (省略) ( )						(省略)
5 害						
〔春川行夫 12. 11. 22〕 (省略) ( )						(省略)

6	員				
[春川行夫	12. 11. 22 ]		請求・意見・結果は (No. 1) に記載済		
(省 略)					
(	)				(省略)
7	任				
[(被)	12. 11. 22 ]				
(省 略)					
(	)				(省略)
8	領				
[(員)岡田一郎	12. 11. 22 ]				
(省 略)					
(	)				(省略)
9	ドライバー1本				平13押5号の1
[平12東地領231号の1 ]					
(省 略)					
(	)				
[	]				
(	)				

第4例 請求された証拠のうち、わずかなものだけが不同意になり、その余は同一期  
日に同意、決定、取調べがされた場合の一括記載の例

1 繁速						
[ (省略) ]	1	1 同意	1 決定・済	1		
(省略)						(省略)
( )						
2 審						
[ (省略) ]		請求・意見・結果欄は番号1と同じ。取調順序2				
(省略)						
( )						(省略)
3 実						
[ (省略) ]	1	1 不同意	2 決定(証人甲尋問後) ・済	2		
(省略)						
( )						(省略)
4 診						
[ (省略) ]		請求・意見・結果欄は番号1と同じ。取調順序番号順に 3 4				
(省略)						
( )						(省略)
5 員						
[ (省略) ]						
(省略)						
( )						(省略)

第5例 証拠調べ手続に被告人の供述が介在する場合の一括記載の例

[請求者等 檢察官]

1 (省略)							
[ ] (省略)	第1回公判番号 取調順序番号順	1 ないし 5	請求・同意・決定・済・				
( )							(省略)

6 (省略)							
[ ] (省略)	第1回公判番号 取調順序番号順に 7ないし11番号10領置	6 ないし 10	請求・同意・決定・済・				
( )							(省略)

11 (省略)							
[ ] (省略)	第1回公判番号 取調順序番号順に 13ないし17	11 ないし 15	請求・同意・決定・済・				
( )							(省略)

[請求者等 職権]

1 (被)(1)					1 施 行	6	
[ ] ( )							(省略)
2 (被)(2)					1 施 行	12	
[ ] ( )							(省略)

第6例 不同意により取調べ請求を撤回することなく法321条1項2号の証拠として取調べ請求が維持された場合の例

9	検		1	4項不同意 その余同意	1	同意部分決定・済	3	第3回公判検察官 「4項につき法321I②により取 り調べられたい」
[丙川三郎	12. 12. 10 ]		1		3	不同意部分決定（証人 丙川尋問後）・済	5	
(省 略)	)		3	4項につき異議なし				(省略)

第7例 法303条による取調べにつき「備考」欄を活用した例

8	証人 海山春秋		2	異議なし	2	決定（13. 6. 1 検 証現場で尋問）	2	第4回公判尋問調 書・済・取調順序 2
[世田谷区赤堤 1-24-1 40分 ]			2		13.			
(省 略)	)				6.	施行		
					1			(省略)

## 第8例 鑑定書の取調べにつき「備考」欄を活用した例

[請求者等 檢察官]

1	精神鑑定				3	決定		鑑定人山田三郎
(	)	3	3	異議なし				第6回公判鑑定書 ・同意・済・取調 順序3
(省略)	(				4	鑑定人尋問施行		(省略)

- (注) 1 鑑定書の証拠調べには、取調べ請求及び取り調べる旨の決定を要せず、鑑定請求の相手方（この場合は被告人）の同意があれば足りるとする説によった場合である。
- 2 前記の例では、「結果」の「内容」欄に「鑑定人尋問施行」、「備考」欄に「鑑定人山田三郎」とあるが、前記「内容」欄に「鑑定人山田三郎尋問施行」と記載し、「備考」欄には前記の「鑑定人山田三郎」を記載しない取扱いも差し支えない。
- 3 記載例は、「備考」欄を使用した例であるが、新たに職権分の証拠等関係カード（請求を必要とする説による場合には、請求者の証拠等関係カード）に鑑定書の標目を起こし、取調べ関係を記載できることはもちろんである。

## 第9例 鑑定人尋問調書と鑑定書の取調べにつき職権分の証拠等関係カードを使用した例

第1回公判	検察官	鑑定申請、決定
平13.1.12		鑑定人山田三郎を選任、所在尋問をする旨の決定及び尋問期日の指定
平13.2.9		鑑定人尋問施行
第2回公判	職権	鑑定人尋問調書取調べ済み
平13.2.20		鑑定書提出
第3回公判	職権	鑑定書頸出、被告人不同意
	検察官	鑑定人を証人申請、決定
第4回公判		証人（鑑定人）尋問、取調べ済み
	職権	鑑定書取調べ済み

## [請求者等 檢察官]

9	精神鑑定				1	決 定	鑑定人山田三郎
[	(省略)	1	1	異議なし	13. 1. 12.	13. 2. 9 所在尋問 する旨決定	尋問調書, 鑑定書 の取調べは職権力 一ド記載
(	)				13. 9	2. 鑑定人尋問施行	
10	証人 山田三郎				3	決定 (次回喚問)	
[	(省略)	3	3	異議なし	4	済	2
(	)						(省略)

## [請求者等 職 権]

1	鑑定人尋問調書				2	済	検察官証拠番号 9 関係の調書
[山田三郎	)						1
(	)						(省略)
2	鑑				4	(証人山田尋問後) 済	検察官証拠番号 9 関係の鑑定書
[山田三郎 13. 2. 20 ]		3	不同意				3
(	)						(省略)

(注) 1 鑑定書の証拠調べには、取調べ請求及び取り調べる旨の決定を要せず、鑑定請求の相手方の同意があれば足りるとする説によった場合である。

2 証拠番号 9 の「結果」の「内容」欄に「13. 2. 9 所在尋問する旨決定」、「備考」欄に「鑑定人山田三郎」とあるが、前記「内容」欄に「13. 2. 9 鑑定人山田三郎所在尋問する旨決定」と記載し、「備考」欄には前記の「鑑定人山田三郎」を記載しない取扱いも差し支えない。

第10例 簡易公判手続の取消後の手續がすべての証拠につき同一である場合の例

1	(省略)	[	]				
				第1回公判番号 1 ないし 5 請求・決定・済			
	(省略)	[	]				
							(省略)
2	(省略)	[	]				
				第2回公判番号 1 ないし 5 同意・済・取調順序			
	(省略)	[	]	番号順			
							(省略)

(注) 簡易公判手続の取消後に同意のあった証拠について、採用決定を要するとの見解をとる場合には、「同意」の次に「決定」を記載する。

第11例 簡易公判手続の取消しによる公判手続の更新に際し、取り調べない旨の決定がされた場合の例

(「意見」欄、「結果」欄を利用した場合)

1 〔 〔 〔 2 〔 〔 3 〔 〔	(省略)  (省略)  (省略)  (省略)  (省略)  (省略)  (省略)						第2回公判同意・ 済・取調順序1  (省略)  (省略)  (省略)  (省略)
		第1回公判番号 1 ないし	5	請求・決定・済			
		2 不同意	2	取り調べない旨決定			
		2 同意	2	済	2		

(「備考」欄を利用した場合)

1 (省略) 〔 〕						第2回公判同意・ 済・取調順序1 (省略)
(省略) 〔 〕		第1回公判番号 1 ないし 5 請求・決定・済				
2 (省略) 〔 〕						第2回公判不同意・ 取り調べない旨 決定 (省略)
(省略) 〔 〕						
3 (省略) 〔 〕						第2回公判同意・ 済・取調順序2 (省略)
(省略) 〔 〕						

第12例 裁判官の更迭による公判手続の更新に際し、取り調べない旨の決定がされた場合の例

1 (省略) 〔 〕				2 決定・済	1	
(省略) 〔 〕	2	2	同 意			
(省略) 〔 〕				5 取り調べない旨決定		(省略)

(注) 「結果」の「内容」欄に記載することができない場合には、「備考」欄に「第5回公判取り調べない旨決定」と記載する。

第13例 複数の被告人の一部が不出頭のため、同一証拠につき期日を異にして証拠  
調べ手続が行われた場合の例

請求者等 檢察官				平成13年(わ)第7号					
証拠等関係カード (No. 1 ) (このカードは、公判期日又は準備手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)									
番号	請求		意見			結果			備考 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">編てつ箇所</div>
	期日	関係被告人	期日	関係被告人	内 容	期日	関係被告人	内 容	
標目 (供述者・作成年月日・住居・尋問時間等)									
立証事実の別									
1	害			A B C D	同 意				
〔(省略)〕		1	全	E F G H I J	同 意	3	全	決定・済	1
(省略)									(省略)
2	実			A B C D	不同意				
〔(省略)〕		1	全	E F G H I J	不同意	4	全	決定(証人岩下尋問後)・済	3
(省略)									(省略)

10	証人 岩下京一	2	A B C D	2	A B C D	異議なし	3	全	決定(次回喚問)	
〔(省略)〕										
(省略)		3	E F G H I J	3	E F G H I J	異議なし	4	全	済	2
(省略)										(省略)

第14例 複数の被告人の一部が不出頭のため、出頭被告人については公判期日の手続、不出頭被告人については公判準備の手続として、証人尋問が行われた場合の例（法303条による取調べにつき職権分の証拠等関係カードを使用した例）

[請求者等 檢察官]

11	証人 丁山四郎			A B C D	異議なし	4	全	決定 (次回喚問)	3	調書としての取調べは職権カード記載
(省略)				E F G H I J		5	A B C D E F G H I J	済		
(省略)		4	全	4	必要なし	5	A B C D E F G H I J	公判準備として尋問する旨決定・施行		(省略)
(省略)										

[請求者等 職 権]

1	証人尋問調書					6	E G	済	4	検察官証拠番号11 関係の調書
(丁山四郎)						7	H	済	3	
(省略)						8	I	済	3	
(省略)						9	J	済	2	
(省略)						10	F	済	1	

第15例 一部の被告人の関係で請求された証拠につき、職権で他の被告人の関係でも取り調べる旨の決定がされた場合の例

[請求者等 檢察官]

11	証人 丙川五郎					1	A B	決定 (次回喚問)		Bについては職権
(省略)				A	異議なし	2	A B			
(省略)		1	A	1	B 双方異議なし		A B	済	1	
(省略)										(省略)
(省略)										

(注) 正規には、新たに職権分の証拠等関係カードを起こし、同カードにその取調べ関係を記載すべきかとも考えられるが、その取調べ関係が複雑でない場合は、記載例のとおり処理するのが簡便であろう。

第16例 幾つかの証拠書類全部が同意になり、同一期日に決定、取調べがされた場合の一括記載の例（被告人複数の場合）

1	害								
[	(省略)	】	第	回	公判番号	1	ないし	4	請求・同意・決定・済・
	(省略)		取扱順序番号順	(関係被告人	全				
(		)							
2	実								(省略)
[	(省略)	】							
	(省略)								
(		)							(省略)

第17例 弁論の併合・分離があり全被告人の範囲に異動があった場合の例

平 1 3 . 9 . 3	甲被告事件起訴（平成13年（わ） 第100号） 被告人 甲野一郎・乙山二郎・丁 原四郎・夏原六郎・秋川 七郎・東京九郎・海山行 雄
第 1 回 公 判	証拠調べ手続
第 2 回 公 判	証拠調べ手続
平 1 3 . 1 1 . 5	乙被告事件起訴（平成13年（わ） 第120号） 被告人 丙川五郎・春野三郎・冬 山八郎
平 1 3 . 1 1 . 2 0 （期日外）	甲・乙被告事件を併合する旨決定
第 3 回 公 判	被告人丁原四郎不出頭につき分離す る旨決定、証拠調べ手続
第 4 回 公 判	被告人丁原四郎を併合する旨決定、 証拠調べ手続
第5回公判ないし第7回公判	証拠調べ手続が行われたが、併合・ 分離なし。
平 1 4 . 4 . 1 （期日外）	被告人乙山二郎を分離する旨決定 (その余の被告人らとは別途に審理 を進行させた上判決する予定)
平 1 4 . 4 . 5 （期日外）	証人横浜船夫を所在尋問する旨決定
平 1 4 . 4 . 2 2 （期日外）	証人横浜船夫を所在尋問
第 8 回 公 判	証拠調べ手続

## 被告人の符号と全被告人の範囲

- 証拠等関係カードで用いた被告人の符号は、下記被告人欄記載のとおりである。
  - 証拠等関係カードの「関係被告人」欄に「全」と記載してある場合は、下記の○印を付した被告人全員を指すものである。